

恒久的施設(PE)課税の基本 その2

2011年6月号において、恒久的施設(PE)課税の基本ということで「非居住者企業の課税範囲、所得の源泉地判定及び恒久的施設の判断の基本的な考え」を紹介いたしました。

本号ではその続編として、恒久的施設の判断に関するポイントとして、PEとならない施設、6カ月の判定、同一プロジェクトの判定について紹介いたします。

1. PEとはされない施設

次の目的を有する施設はPEとはならないとされています。(日中租税条約第5条第4項)

- ① 企業に属する物品又は商品の保管、展示、引渡のための施設使用
- ② 商品等の在庫を保管等のためにのみ保有すること
- ③ 商品等の在庫を他企業の加工のためにのみ保有すること
- ④ 商品等の購入及び情報収集のみを目的として行う一定の場所を保有すること
- ⑤ 準備的、補助的活動のみを目的として事業を行う一定の場所を保有すること

また、機械設備の販売又はリースに関連するコンサルティングに関しては、6カ月超のPE認定は適用されないとされています。(議定書の特例)

ただし、プラント機械設備の販売又はリースの場合、或いは、土木設計、工事設計及び機械設備の据付から試運転までの全面的な指導を行い、正常稼働を保證することが含まれている業務については上記のPE非認定の特例は適用されないとされています。(1997年国税函第429号)

2. 6カ月の期間判定

PE認定基準における6カ月の期間判定は、**契約期間を基礎とし、準備期間から始まり実際作業期間を経て作業終了日までの期間により判定**されます。また、12カ月間の中に6カ月を超える場合にPEと判断されるが、ここでいう12カ月は暦年を言うのではなく、**契約に従い開始したと時点から12カ月間において6カ月を超えるか否かで判定**されます。((85) 財税外字第042号)

3. 複数プロジェクトの関連性

複数のプロジェクトが並行して進んでいる場合、PE認定における6カ月超の判断にあたり、単独プロジェクト毎の判断か、複数のプロジェクトを一つとみなされるか大きなポイントとなります。

商業関連性と連続性がある場合には、複数のプロジェクトを同一プロジェクトとみなすとされており、具体的には、①同一の契約に含まれるか、②同一の契約書によるものか、③前後のプロジェクトのつながりに必然性があるか、④同一の性質のものか、⑤同一の人員より実施されているかが判断要素とされています。(国税発[2010]75号)

4. まとめ

PE認定課税を回避できるにもかかわらず、契約の手間を省くため、全く性質の異なるプロジェクトを同一契約でまとめ、期間を1年間とするような契約をたまに見かけます。日本親会社との取引に係る契約書の作成及び実際の業務対応にあたっては、上記事項を踏まえ余計なPE認定を受けないように注意が必要です。

(以上)